ヘイトスピーチ解消法の問題点 -----法の下の平等の観点から-----

田上雄大(日本大学法学部非常勤講師)

概要

近年「ヘイトスピーチ」という語が一般社会で知名度を得て、この語の世間での使用頻度が目に見えて増加してからすでに数年が経過している。このような世相に対応するかたちで 2016 年に制定されたのが通称: ヘイトスピーチ解消法である。本報告では、ヘイトスピーチ解消法を法の下の平等の観点から分析し、報告者の見解を示すものである。これによって、ヘイトスピーチ解消法の法の下の平等にかかわる問題点の有無を明らかにしていく。

キーワード: 日本国憲法、ヘイトスピーチ、法の下の平等、表現の自由

0、ヘイトスピーチ解消法への主な批判

- (1) 規制に対して肯定的な立場
 - ・ヘイトスピーチ解消法 = 理念法
 - → 不十分 ⇒ 罰則を伴う法律にする必要性
- (2) 規制に対して否定的な立場
 - ① 理念法といえど表現活動の萎縮の可能性
 - ② ヘイトスピーチ = 本邦外出身者に向けられたもののみ
 - ⇒ 法の下の平等違反
- (3) 本報告での中心点
 - ・(2)②の見解に対して注目 → 分析

1、国民と本邦外出身者との区別の合理性

- (1) 区別への受け取り方
 - ① 区別を肯定
 - → マジョリティである日本人とマイノリティである在日外国人
 - ⇒ 片務的なヘイトスピーチ解消を正当化
 - ② 区別を批判
 - → 日本人も外国人も同じ人間
 - ⇒ 片務的なヘイトスピーチ解消 = 日本人に対する差別1
 - ※ どちらの立場においてもおおよそ区別の存在を認識
- (2) 憲法上許容される区別か?

- ◎ 区別 ≠ 憲法上許容できないもの
 - i) 差別 → 違憲
 - ii) 憲法上の例外、合理的区別 → 合憲
- ① ヘイトスピーチ解消法における区別
 - i) ヘイトスピーチに、本邦外出身者でない者に対するヘイトスピーチが含まれていないこと
 - ii) ヘイトスピーチ解消への努力義務が国民に限定されていること
 - ⇒ これらは合憲といえるのか?
- ② 検討1:憲法上の例外
 - ・憲法上の、本邦外出身者とそれ以外とを平等に扱わなくても良いとするような根拠規 定の有無
- ③ 検討2:合理的区別
 - i) 法の目的
 - ・「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由」とした 「我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」の解消への取 組
 - → 本邦外出身者へのヘイトスピーチのみをその対象とすること
 - ⇒・目的と一致
 - ・ただし、目的における区別が合理的か否かとは別問題
 - ii) 疑問点
 - イ、本邦外出身者にヘイトスピーチを行うのは国民だけなのか?
 - ロ、ヘイトスピーチの対象となりうるのは本邦外出身者だけなのか?

2、ヘイトスピーチ解消法の問題点

- (1) 本邦外出身者⊃国民
 - ① 本邦外出身者の定義
 - ・ヘイトスピーチ解消法2条

「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」

- ⇒ 国民同士でも不平等が生じる
- (2) 本邦外出身者の範囲の不明瞭性
 - ① 本邦外出身者の子孫
 - → いつから対象なのか?
 - ⇒ 明治時代やさらには江戸時代、戦国時代と、いくらでも遡及可能
 - ② 範囲を限定した場合
 - ・該当しない本邦外出身者へのヘイトスピーチが容認されるおそれ
 - ③ ルーツをたどって保護される範囲を決めてしまうことの問題

- ・ルーツによって人種や民族の範疇を定義づけたうえで法律での扱いに差を設けること
 - → 第三帝国下の人種政策²や、黒人を定義したアメリカの人種差別政策³に類似
 - ⇒ 日本国憲法 14条1項と相容れない

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

むすびにかえて

- ・ヘイトスピーチ解消法が理念として掲げている「不当な差別的言動の解消」は非常に立派 なもの。
- ・しかし、この法律自体が憲法上の法の下の平等に反し、新たな差別を生み出す可能性がある。
- ・この状態で罰則規定が加えられれば、言論の大幅な萎縮のおそれがある。
 - → より慎重な対応と法律の見直しが不可欠だと思われる。

主な参考文献(脚注内登場除く)五十音順

有田芳生『ヘイトスピーチとたたかう!―日本版排外主義批判』(岩波書店、平成25年)

魚住裕一郎=西田昌司=矢倉克夫=三宅伸吾=有田芳生=仁比聡平=谷亮子(監修)『ヘイトスピーチ解消法 成立の経緯と基本的な考え方』(第一法規、平成 28 年)

桧垣伸次『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察 表現の自由のジレンマ』(法律文化社、平成 29 年) のりこえねっと (編)『ヘイトスピーチってなに? レイシズムってどんなこと?』(七つ森書館、平成 26 年)

百地章『「人権擁護法」と言論の危機 表現の自由と自由社会を守れ!』(明成社、平成 20 年)

師岡康子『ヘイトスピーチとは何か』(岩波書店、平成25年)

師岡康子(監修)、外国人人権法連絡会(編)『Q&A ヘイトスピーチ解消法』(現代人文社、平成 28 年)

¹ たとえば、小山常美教授は、ヘイトスピーチ解消法を「帰化した韓国・朝鮮人を含む日本国民を法の下に 差別」しているものとして批判を行っている(皿木喜久(編)『「ヘイトスピーチ法」は日本人差別の悪法 だ』(自由社、平成28年)28頁)。

^{2 「}ニュルンベルク法」では、「ユダヤ人」についての十分な定義づけがなされていなかったため、当初、官庁と党との間で食い違っていた(マイケル・レーベンバウム『ホロコースト全史』芝健介(監修)、石川順子=高橋宏(訳)(創元社、平成8年)76頁参照)。その後、ユダヤ人の定義づけが行われ、「完全なユダヤ人」とは、祖父母に三人以上のユダヤ教徒がいる者とされた(レーベンバウム、同書参照)。他方、「混血のユダヤ人」については、祖父母に二人のユダヤ人がおり、本人が非ユダヤ教徒かつ非ユダヤ人の配偶者のいる「第一級混血」と、ユダヤ人の祖父母の数が「第一級混血」と異なり一人だけである「第二級混血」とがある(レーベンバウム、同書76頁以下参照)。

³ プレッシー対ファーガソン事件 (163 U.S. 537) は、八分の一がアフリカ系で見た目は白人のプレッシーが有色人種用の座席に移動しなかったことに起因している。なお、アメリカでは、1790 年に行われた国勢調査での最初の統計から「白人」と「その他」という原則のもと、カテゴリーが設定されていた(キース. M, キルティ「アメリカにおける貧困、排除、人種的・民族的マイノリティ」北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野『教育福祉研究』第10巻1号(平成16年)78頁参照)。また、婚姻に関するアラバマ州法では、黒人を「黒人の三代目の子孫まで含む」という定義のもと、差別的な規定を設けていた(大谷康夫『世界人権問題叢書44アメリカの黒人と公民権法の歴史』(赤石書店、平成14年)141頁以下)。